

## 千葉市アフタースクール利用変更届

(あて先)千葉市教育委員会教育長

**【利用児童及び保護者について】**

フリガナ		フリガナ	
児童氏名		児童氏名	
生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日
フリガナ		電話番号	- -
保護者氏名		住所	〒 - - 千葉市 区
			小学校名  小学校

以下については、該当する項目のみ記入してください。

**【変更事項について】**

1: 利用の休止・取りやめ(退所) ※ 年度内に再開の可能性がある場合は「休止」を選択してください。

該当月	令和 年 月 から		
休止 取りやめ 区分	1 すべての利用を休止する。	3 すべての利用を取りやめる(退所)	
	2 夜間の部のみ利用を休止する。	4 夜間の部のみ利用を取りやめる(退所)	
理由			

2: 利用の再開・開始 ※ 1: 利用の休止と同時にお届けいただくことも可能です。

再開月	令和 年 月 から		
再開区分	1 昼間の部のみ利用を再開する。	3 夜間の部を開始する。 ・昼間の部のみ利用中の方。 ・提出書類及び注意事項があります。	
	2 昼間及び夜間の部の利用を再開する。		

**3: 保護者変更(氏変更含む)**

フリガナ		児童との 続柄
保護者氏名		
生年月日	年 月 日	

**4: 連絡先の変更**

住所	〒 - - 千葉市 区	
電話番号	- -	(父・母・自宅・他)
	- -	(父・母・自宅・他)

**5: 児童の氏変更**

フリガナ		フリガナ	
児童氏名		児童氏名	
生年月日	平成 年 月 日	生年月日	平成 年 月 日

**6: 世帯員の変更**

フリガナ		児童との 続柄	変更区分	1 新しく同居する
世帯員氏名				2 同居ではなくなった
生年月日	年 月 日		変更理由	
フリガナ		児童との 続柄	変更区分	1 新しく同居する
世帯員氏名				2 同居ではなくなった
生年月日	年 月 日		変更理由	

# 千葉市アフタースクールの利用変更の届出について

千葉市アフタースクールの利用について、下記の変更事項に該当した場合は、各アフタースクール専用教室か教育委員会生涯学習振興課へ届け出が必要になります。

	変更事項	『提出書類』及び 注意事項
1	利用の休止 (休止月数に制限はありません)	『千葉市アフタースクール利用変更届』(表面) 【提出期限】 <u>変更を希望する月の前月10日</u> です。 ・当日が土日祝日の場合は翌開庁日となります。 ・郵送の場合は、提出期限必着です。 ・期限後の提出は、次月扱いとなりますのでご了承ください。 ・休所、退所、再開、開始の期間は月単位となります。
	利用の取り止め (退所)	
2	利用の再開	※1 夜間の部の利用について ・保護者が就労等により午後5時以降に家庭にいない児童に限ります。 ・保護者のお迎えが必要になります。 ・ご提出いただく書類があります。 『保護者等が家庭にいないことを証明する書類』 『同意書』 他 ※詳細はお問い合わせください。 ・入所審査があります。定員に達している場合などは利用できません。
	夜間の部の利用開始 ※1	
3	保護者変更 (氏変更含む) ※2	『千葉市アフタースクール利用変更届』(表面) ・事実発生後早急にご提出ください。  ※2 世帯員の変動等により料金区分が変更になる場合があります。 ・ご提出いただく書類があります。 『千葉市アフタースクール利用料金変更申請書』 『同意書』 他 ※詳細はお問い合わせください。
4	連絡先変更 (住所・電話番号)	
5	児童の氏変更 ※2	
6	世帯員の変更 ※2	
	修正申告をした方	上記※2と同様です。詳細はお問い合わせください。
	利用料口座振替の 開始・変更	『千葉市口座振替依頼書兼自動払込利用申込(廃止届)書』 ・金融機関にて配布しております。 ・千葉市内に本支店のある金融機関窓口へご提出ください。

『千葉市アフタースクール利用変更届』は、**電子申請**による届出も可能です。  
ただし、『千葉市アフタースクール利用変更届』以外の書類が必要となる方は不可。(夜間の部開始等)

- ・届出の期限は書類でのご提出と同様です。
- ・利用者IDをご登録のうえ『アフタースクール利用変更届』をご入力ください。

電子申請を利用される方は、こちらから

[https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=1018](https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1018)



## 【お知らせ】

- ◆ 利用料金に関わる変更届(利用の取り止め、休止など)を提出期限後に提出した場合、利用料金が発生してしまいますので、ご了承ください。
- ◆ 利用の休止については、月の初日から末日まで休止する場合を除いて、1か月分の利用料金が発生しますので、ご注意ください。